

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	7 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月から同年4月まで  
② 平成6年4月から同年7月まで

私の国民年金の保険料納付状況は見ていただければ分かるように申立期間以外の納付すべき保険料を納付している。両親は、将来のことを考えると納めるべき国民年金の保険料をきちっと納付するように言っていた。申立期間についての納付の詳細については、ずいぶん前のことなので良く憶えていないが、母か自分のどちらかが納付書でまとめて国民年金保険料を納付したのは間違いないので、申立期間について納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年6月にA市B区で払い出されており、この時点で、当該期間は国民年金保険料をさかのぼって納付できる期間である上、当該期間直前の5年5月から6年3月までの国民年金保険料が、7年6月から8年2月にかけて順次9回に分けて納付されていることが確認できることから、当該期間の4か月についても同様に保険料が継続して納付されたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、国民年金手帳記号番号が払い出された平成7年6月に、その時点で最大限さかのぼって納付することが可能な当該期間直後の5年5月の国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できることから、当該期間は、時効により国民年金保険料が納付できなかったと考えられる。

また、申立人及びその母親が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年4月から同年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 福岡国民年金 事案 1761

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付記録が確認できないとの回答をもらった。

国民年金保険料は、3 か月ごとに 1 回、地区の担当者に納付し、国民年金保険料預り証に受領印をもらっていた。申立期間の国民年金保険料についても、昭和 53 年 2 月 15 日に納付し、同預り証に受領印をもらっているため、申立期間の国民年金保険料が未納と記録されていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 11 月に国民年金に任意加入して以降 61 年 4 月に第 3 号被保険者制度が始まるまでの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が所持する「預り証 昭和 52 年度」により、申立期間の国民年金保険料が、昭和 53 年 2 月 15 日に納付されていることが確認できる上、A 市役所へ照会の結果、申立期間当時、国民年金委員が国民年金保険料の取りまとめに関する事務を行っていたとともに、受領印に記された名字の者が申立期間に申立人の居住する地区の国民年金委員として在任していたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を昭和49年10月から50年6月までは11万8,000円、63年7月は47万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月1日から50年7月1日まで  
② 昭和63年7月1日から同年8月1日まで

A社における厚生年金基金の標準報酬月額が、昭和49年10月から50年6月までは11万8,000円及び63年7月は47万円と記録されているにもかかわらず、社会保険庁の記録では、標準報酬月額が49年10月から50年6月までは11万円、63年8月から47万円とされている。

厚生年金基金の記録が正しいと思うので、社会保険事務所の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B厚生年金基金（以下「基金」という。）の標準報酬月額の記録から、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は11万8,000円であること、また、申立期間②については、基金が保管する厚生年金基金加入員給与月額変更届（昭和63年7月28日付けの受付印あり）により、昭和63年7月に申立人の同基金に係る標準報酬月額が47万円に改定されていることが確認できる。

さらに、A社及び基金は、両申立期間当時の届出書類は複写式の様式を使用していることから、社会保険事務所及び基金に対して異なった加入員給与算定基礎届及び給与月額変更届が提出されることは無いと回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る訂正及び改定の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当該基金の記録から、昭和49年10月から50年6月までは11万8,000円、63年7月は47万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①に係るA社B本社における資格取得日を昭和50年4月1日に、また、申立期間②及び③に係るA社（本来の本社は首都圏であるが、社会保険事務所の記録では、全国各地に「A社」として厚生年金保険の適用事業所として記録されており、これらと区分するため、申立期間当時、C市に所在したA社については、以下、「A社C」と表記する。）における資格取得日を51年10月31日に、資格喪失日を58年11月1日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を、50年4月は7万2,000円、51年10月から52年4月までは10万4,000円、58年10月は22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①及び②については明らかでないと認められ、申立期間③については履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月1日から同年5月1日まで  
(A社B本社)  
② 昭和51年10月31日から52年5月1日まで  
(A社C)  
③ 昭和58年10月31日から同年11月1日まで  
(A社C)

申立期間①については、昭和50年4月1日にA社Cに正社員として採用され、A社B本社に配属となった。社員人事カードには、入社日は同日と記録されている。

申立期間②については、昭和51年11月1日にA社Cに転勤になった。同社B本社で同年10月31日に被保険者資格を喪失し、同社Cで52年5月1日に同資格取得となっているが、その間もずっとA社で正社員として働いていた。

申立期間③については、昭和 58 年 11 月 1 日に D 社に転籍になったが、事務処理のミスで同年 10 月 31 日資格喪失とされた。同僚の一人も同様の記録になっているが、同僚の給与明細書で、同年 10 月分の保険料が控除されていることを確認しており、自分も同社に請求して、当時の給与支給明細の記録を入手し、同年 10 月分の保険料が控除されていることを確認した。

すべての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 社 C（現在は、E 市に移転）が提出した「社員人事カード」では、申立人の入社日は「昭和 50 年 4 月 1 日」、配属先は「B 営業担当部」と記録されており、また、同社が平成 17 年 7 月 22 日に発行した申立人に係る「退職による精算通知書」では、申立人の「勤務期間」は「昭和 50 年 4 月 1 日～平成 17 年 7 月 31 日」と記録されており、申立人が申立期間①においても、同社 B 本社に勤務していたことが認められる。

また、A 社 C は、「申立人は、記録されている入社日以降は正社員として勤務していた。」と回答しており、申立期間①当時、申立人の社会保険加入事務手を担当した同社 F 本社の担当者も、申立人は 4 月の定期採用者に間違いない旨を供述している。

さらに、申立人は、申立期間①より前の 2 年間に、A 社 C において、勤務を開始した昭和 47 年 4 月 1 日から厚生年金保険被保険者としての記録を有している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係る昭和 50 年 5 月の A 社 B 本社における社会保険事務所の記録から、7 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、上記の「社員人事カード」及び「退職による精算通知書」並びに雇用保険被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立

人がA社に継続して勤務し（昭和 51 年 10 月 31 日にA社B本社から同社Cに異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る昭和 52 年 5 月のA社Cにおける社会保険事務所の記録から、10 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間③について、上記の「社員人事カード」及び「退職による精算通知書」並びに雇用保険被保険者記録及びA社Cが申立人に交付した給与支給明細の記録により、申立人がA社及び同社の関連会社であるD社に継続して勤務し（昭和 58 年 11 月 1 日にA社CからD社に異動）、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、上記の給与支給明細の記録に記載されている控除保険料額及び報酬月額から算出される額のいずれにおいても 22 万円であることから、22 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 58 年 11 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 10 月 31 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年9月1日から34年2月28日まで  
(B社)  
② 昭和40年7月1日から同年9月1日まで  
(A社)  
③ 昭和40年11月1日から同年12月1日まで  
(A社)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和33年に同郷の知人の紹介により同僚と3人で下宿して働いたB社(現在は、C社)、及び40年3月から継続して勤務していたA社の本社とD支店での勤務期間のうちの申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答があった。

古いことなので給与明細書等はないが、これまでに一度も失業保険をもらったことがないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が名前を挙げた同僚で、社会保険事務所が保管するE社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる、当時のA社の常務取締役の供述、及び当該常務取締役を含む、申立人と同時に異動したとされる同僚3人の厚生年金保険被保険者資格得喪記録から判断すると、申立人がE社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務し（昭和40年7月1日にE社からA社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年9月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間②当時の資料等が一切保存されていないので不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間③について、申立人がA社から同社D支店と一緒に転勤した同僚として名前を挙げた二人の供述（うち一人は支店長の配偶者）から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和40年12月1日にA社から同社D支店に異動）、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年10月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間①について、申立人がB社への就職をあっせんしてもらったとして名前を挙げ、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる当時の上司の供述から

判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が、申立期間①において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記上司は、「自分の場合、3年かかってやっと正社員である常傭工<sup>よう</sup>になった。当時は、常傭工<sup>よう</sup>になるには最低でも1年はかかり、それまでは日雇であった。」と供述している上、他の同僚は、入社して22か月後に厚生年金保険に加入しており、それまでは日雇労働者健康保険に加入していることが確認できることから、事業主は、すべての従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった事情がうかがえる。

また、上記名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、同名簿において申立期間①における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成5年11月から6年9月までは38万円、同年10月から7年5月までは41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から7年6月1日まで

社会保険事務所職員の訪問により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額の訂正が行われていることが分かった。

当該訂正後の記録は、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間における標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する平成5年11月から6年9月までは38万円、同年10月から7年5月までは41万円と記録していたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成7年7月1日）の後の7年12月4日付けで、申立期間における標準報酬月額が5年11月1日にさかのぼって15万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人の同僚23人についても、申立人と同様に、平成7年12月4日付けで標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年11月から6年9月までは38万円、同年10月から7年5月までは41万円とすることが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和 63 年 8 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 13 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間③のうち、平成 3 年 10 月から 4 年 5 月までの期間並びに 4 年 7 月及び同年 8 月の期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 20 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで  
② 平成 4 年 9 月 11 日から同年 10 月 1 日まで  
③ 平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 9 月 11 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間①、及びB社に勤務していた申立期間②に係る被保険者記録が無いとの回答があった。両申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていることが給与明細書により確認できるので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、B社に勤務していた申立期間③における標準報酬月額は、給与から控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、雇用保険被保険者記録及び申立人が提出した申立期間に係る給料支払明細書により、申立人は申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が提出した昭和63年7月の給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており不明であるが、事業主が資格喪失日を昭和63年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③について、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成3年10月から4年5月までの期間並びに同年7月及び同年8月は20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は当時の関係資料等は保存しておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無い

ことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③のうち、平成4年6月については、申立人が提出した同月分の給与明細書に基づく報酬月額と、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額とが一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

3 申立期間②について、申立人が提出したB社の給与明細書により、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、B社が提出した「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及びC健康保険組合が提出した記録では、申立人の被保険者資格喪失日は平成4年9月11日となっており、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間②における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、B社では、「当社の給与は各月10日締切り当月25日払いのため、平成4年9月10日に退職した場合、同年9月の給与は全額支給となる。また、厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失日は、退職日の翌日としている。」と回答している上、同事業所に勤務していた同僚二人は、それぞれ、「申立人の退職日については分からないが、私の場合、有給休暇が残っていたのに退職日に反映されていない。」、「申立人に係る記憶はあるが、私は2か月分の給与が不払いであったため、申立人より早く退職した。」と供述していることから、申立期間②における勤務実態について確認することができない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②において厚生年金保険被保険者であることを認めることはできない

なお、厚生年金保険の被保険者については、厚生年金保険法（昭和29年5月19日法律第115号）第9条の規定により、「適用事業所に使用される70歳未満の者」とされており、被保険者期間については、同法第19条の規定により、被保険者期間を計算する場合、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされている。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院（現在は、Bセンター）における資格取得日に係る記録を昭和 58 年 1 月 4 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月 4 日から同年 2 月 19 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A病院における厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 58 年 2 月 19 日であるとの回答があった。

当該事業所に確認したところ、昭和 58 年 1 月 4 日から勤務しているとの回答があり、在籍証明書も発行してもらっているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

Bセンターが提出した人事記録、出勤簿及び在籍証明書により、申立人が申立期間においてA病院に継続して勤務していたものと認められる。

また、Bセンターでは、「非常勤職員についても採用時から厚生年金保険を適用させている。」と回答している上、同事業所における申立人の同僚二人は、いずれも、「採用時に厚生年金保険の適用について希望を聞かれたことはなく、採用と同時に厚生年金保険の適用手続が行われていた。」と供述しており、これら二人の同僚は供述どおり厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和 58 年 2 月の社会保険事務所の記録から、15 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は関係資料が保存されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 11 月から 53 年 12 月までの期間及び 58 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 11 月から 53 年 12 月まで  
② 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

随分前のことで、記憶がはっきりしないが、専業主婦の間は、国民年金に加入していたと思っていた。ところが、「ねんきん特別便」が送られてきてから保険料を納付していない期間があることに驚き、社会保険事務所に行き、再調査をお願いしたところ、同様に未納との回答が返ってきた。

しかし、回答書に記載された私の誕生年が違うなど信用できない。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 1 月に A 市で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、当該期間は、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であるため、配偶者である申立人は国民年金の任意加入対象者となり、制度上、国民年金保険料をさかのぼって納付することができない期間である。

また、申立期間②については、A 市の国民年金被保険者名簿の記録により、当該期間直前の昭和 58 年 3 月に申立人に対して納付勧奨及び納付継続の意思確認が行われ、同年 4 月には申立人からの回答を受けて、同年 7 月に国民年金の納付継続の意思がないものとして同年 4 月にさかのぼって被保険者資格の喪失処理がなされていることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料の納付はできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付に係る記憶が曖昧であり、保険料の納付状況等が不明である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から50年12月までの期間、51年8月から53年3月までの期間及び54年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月から50年12月まで  
② 昭和51年8月から53年3月まで  
③ 昭和54年4月から同年12月まで

昭和55年ごろ、夫婦で経営する店に区役所の人に来て、今ならさかのぼって国民年金の保険料を納付できるとの説明を受け、私は国民年金の加入手続をしたが、未納期間の保険料を一括で納付できなかつたので、保険料を、40年10月から42年9月までの分、同年10月から50年12月までの分及び51年8月から53年3月までの分に3分割してもらい納付書で納めた。3枚の領収書のうち、40年10月から42年9月までの分の領収書は保管しているが、残りの領収書は見つからず、その分が未納となっていることに納得がいかない。

また、昭和54年4月から同年12月までの分の国民年金保険料についても、納付書で納付したのに未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、当該期間の国民年金保険料をそれぞれ別の納付書で特例納付したと供述しているが、社会保険庁のオンライン記録によると申立期間①と②の間の厚生年金保険被保険者期間の記録は、平成18年2月に記録が追加されていることが確認できることから、申立人が特例納付したとする昭和55年当時は、42年10月から53年3月までの期間は、国民年金保険料が未納の状態であったと推認され、厚生年金保険被保険者期間を除いて、申立期間①及び②の2枚の納付書が発行されたとは考え難い。

また、申立期間①及び②は合計して119か月となり、特例納付した場合の

保険料は高額となるが、申立人は、保険料の調達方法、納付額及び納付場所等の記憶が曖昧である。

さらに、申立期間③については、社会保険庁の特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、国民年金への加入手続を行った昭和 55 年 5 月の時点で、時効にかからない昭和 53 年度分を過年度納付している上、55 年 11 月には、加入後に未納とされていた 54 年 4 月から 55 年 3 月までの期間の過年度納付書が発行されていることが確認できるが、申立人は、57 年 3 月に、時効にならない 55 年 1 月から 3 月までの保険料を過年度納付したものの、同時点では申立期間③については時効により納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年10月から47年3月まで

昭和42年10月、私が20歳でA大学の学生だったころ、B町（現在は、C市）から国民年金に加入する必要があるという勧奨を受けた。私は学生だったために支払能力が無く、生命保険と同様に国民年金保険料の納付も父がしてくれていたと思う。

当時、父はD社の係長で、後にE社に勤務し、家計的には問題はなかったため、実直な父の性格から国民年金保険料は納付していたと考える。自治会による集金で納付していると両親から聞いたことがある。

学生時代はF市で別居生活をしていたので、自分で国民年金保険料を納付したり、年金手帳等の確認をしたりした覚えはなく、<sup>おぼ</sup> 手続をした父は他界しているが、調査して申立期間の国民年金保険料を納めたと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、同番号が導入された平成9年1月1日時点で申立人が勤務していたG社の厚生年金保険被保険者記号番号が当てられており、基礎年金番号に国民年金手帳記号番号が統合された記録及び申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事跡は見当たらず、申立期間において申立人は国民年金に未加入であったため、申立人の父親は申立人の国民年金保険料を納めることはできなかったと考えられるとともに、基礎年金番号が付番された時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び

保険料納付に関与しておらず、申立期間における国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明であり、ほかに申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、今から約 30 年前、国民年金に加入していなかったが、国民年金に加入することは国民の義務であると聞き、夫婦二人で加入した。その際に、A 市役所の指導によって私の国民年金保険料が未納となっている期間のうち、数年間分を一括して納付した。

それから数年後、A 市 B 区役所の国民年金課から、国民年金保険料の特別徴収の活用についての通知があり、同区役所に出向いたところ、係の人からこのままでは無年金者になってしまうとの説明があったため、妻と相談し、夫婦の保険料が未納となっている期間をまとめて納付した。C 銀行 D 支店から預金を下ろし、それに店の売上金を加え数十万円を納付したと思う。区役所では、担当者から、コンピューターの画面を見て、あなたがいくら、奥さんがいくらと言われて納付したことを憶えている。

残念なことに、どの期間の分を支払ったのか憶えていないし、領収書も残っていないが、一括して納付しているので、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入し、数年間分を一括納付した数年後に申立期間の国民年金保険料を更に一括納付したと供述しているが、申立人の国民年金への加入手続は昭和 50 年 12 月であること、第 2 回特例納付の期限は国民年金への加入月である同年同月までであり、36 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料が 50 年 12 月に特例納付されていること及び申立期間の国民年金保険料を一括して納付できるのは特例納付以外には無いことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと供述する時期は、53 年 7 月から 55 年

6月までの第3回特例納付実施期間であると推認されるが、社会保険庁の特殊台帳には、申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付した記録は見当たらない上、社会保険事務所が保管する第3回特例納付の領収済通知書綴りに申立人夫婦の同通知書は確認できない。

また、申立人は、A市から通知が届き、無年金者にならないために申立期間の国民年金保険料を特例納付したと供述しているところ、申立人は、第3回特例納付を活用しなくとも60歳到達まで国民年金保険料を納付すれば国民年金の受給資格期間を満たすことができることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の84か月分及び申立人の妻の未納期間117か月分の国民年金保険料として数十万円納付したと供述しているが、同金額は夫婦二人分の未納期間の保険料を第3回特例納付によって納付するために必要な金額と大きく乖離している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年7月から50年3月まで

私は、今から約30年前、国民年金に加入していなかったが、国民年金に加入することは国民の義務であると聞き、夫婦二人で加入した。その際に、A市役所の指導によって夫の国民年金保険料が未納となっている期間のうち、数年間分を一括して納付した。

それから数年後、A市B区役所の国民年金課から、国民年金保険料の特別徴収の活用についての通知があり、同区役所に出向いたところ、係の人からこのままでは無年金者になってしまうとの説明があったため、夫と相談し、夫婦の保険料未納となっている期間をまとめて納付した。C銀行D支店から預金を下ろし、それに店の売上金を加え数十万円を夫が納付したと思う。

残念なことに、どの期間の分を夫が支払ったのか<sup>おぼ</sup>憶えていないし、領収書も残っていないが、一括して納付しているので、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した数年後に申立期間の国民年金保険料を一括納付したと供述しているが、申立人の国民年金への加入手続は昭和50年12月であること、第2回特例納付の期限は国民年金への加入月である同年同月までであること及び申立期間の国民年金保険料を一括して納付できるのは特例納付以外には無いことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと供述する時期は、53年7月から55年6月までの第3回特例納付実施期間であると推認されるが、社会保険庁の特殊台帳には、申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付した記録は見当たらない上、社会保険事務所が保管する

第3回特例納付の領収済通知書綴りに申立人夫婦の同通知書は確認できない。

また、申立人は、A市から通知が届き、無年金者にならないために申立期間の国民年金保険料を特例納付したと供述しているところ、申立人は、第3回特例納付を活用しなくとも60歳到達まで国民年金保険料を納付すれば国民年金の受給資格期間を満たすことができることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の117か月分及び申立人の夫の未納期間84か月分の国民年金保険料として数十万円を納付したと供述しているが、同金額は夫婦二人分の未納期間の保険料を第3回特例納付によって納付するために必要な金額と大きく乖離している。

加えて、申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から41年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年8月から41年6月まで

昭和40年8月に会社を退職後に、A市及びB市で病院に住み込みで勤務した。当時の病院には、厚生年金保険が無かったので、B市役所で国民年金の加入手続きを行い、未納であった国民年金保険料をさかのぼって納付した。

申立期間について国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、旧姓C名義で昭和43年9月ごろに払い出されていることが推認され、この時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「B市役所において国民年金に加入し、未納であった国民年金保険料をさかのぼって納付した。」と主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳により、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたところの昭和43年9月に、当該時点において国民年金保険料をさかのぼって納付できる限度である41年7月から43年3月までの期間の国民年金保険料が過年度納付されるとともに、同年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料が現年度納付されていることが確認できることを踏まえると、申立人の主張は、上記過年度分の国民年金保険料の納付に関するものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 60 年 6 月までの期間及び 61 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月から 60 年 6 月まで  
② 昭和 61 年 6 月

昭和 55 年 11 月 7 日に、A 市 B 区において、C 社を立ち上げ、厚生年金保険の適用事業所とした。しかし、収入がままならず、57 年 10 月に厚生年金保険の適用から外れることにしたが、既に D 市に転居していたため、当該手続及び私の国民年金被保険者資格の再取得手続を A 市の顧問税理士に依頼した。

国民年金保険料については、被保険者資格の再取得当初の数回は、月々銀行で納付していたが、その後は、ほとんど E 銀行 F 支店で 1 年分を一括して納付した。

申立期間については、国民年金保険料を納付しているはずなので、納付記録を訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、住民票の記録から、申立人は、当時、既に D 市に居住していることが確認でき、A 市 B 区においては、国民年金被保険者資格の再取得手続を行うことはできなかつたものと考えられる。

また、A 市 B 区役所及び D 市役所がそれぞれ保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、自身が設立したとする C 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 56 年 5 月 1 日に、B 区において国民年金被保険者資格を喪失し、その後、62 年 7 月 23 日に、D 市において厚生年金保険被保険者資格を喪失した時点までさかのぼって国民年金被保険者資格を再取得する手続を行った記録が確認でき、当該再取得手続の時点においては、申立期間①の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない上、

申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、D市役所が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳の記録から、申立人が国民年金被保険者資格の再取得手続をした直後の昭和 62 年 8 月に、当該時点において国民年金保険料をさかのぼって納付できる限度である申立期間①直後の 60 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できる。

2 申立期間②については、社会保険事務所の記録及びD市役所が保管する国民年金被保険者名簿の記録から、当該期間直前の昭和 61 年 4 月及び同年 5 月分の国民年金保険料が時効直前の 63 年 7 月 30 日に納付されていること、及び申立期間②の国民年金保険料が同年 9 月 2 日ごろに納付されたものの、「時効期間納付」であるとして、当該保険料は同年 8 月分の国民年金保険料に充当されていることが確認できる。

3 申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月 1 日から 38 年 5 月 5 日まで

昭和 37 年 5 月から A 事業団 B 訓練所（現在は、C 機構 D センター）で技術を習得し、修了後に E 社に就職したが、同社に勤務した期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する E 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が名前を挙げる同僚の被保険者記録が確認できることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該被保険者名簿では、申立人が名前を挙げる同僚 5 人のうち、二人については被保険者記録が確認できないことから、当該事業所では、すべての従業員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人は、「B 訓練所の紹介で E 社に就職し、勤務していたのであり、厚生年金保険に加入していたはずである。」と申し立てているが、C 機構 D センターは、「訓練生の就職先企業名の記録があり、申立人に訓練課程修了生台帳（写）を交付したが、当該資料は就職後の勤務実態等について確認できる資料ではない。」と回答している。

さらに、当該被保険者名簿によれば、申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、当該事業所は、「当時の資料が保管されていないことから、厚生年

金保険料の控除等の事実は分からない。」と回答している上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 6 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
② 昭和 35 年 5 月 1 日から 37 年 8 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に配送担当として勤務していた期間のうち、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 34 年 6 月からA社に勤務していたと申し立てているが、死亡した事業主の妻（当時の社会保険事務担当）は、「申立人が短期間勤務していた記憶はあるが、昭和 34 年 6 月に厚生年金保険の適用事業所になった時に、在籍していた従業員は、全員厚生年金に加入させた。その後は入社して1か月後には加入させていた。」と供述している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚は、それぞれ「申立事業所が適用事業所となり、在籍するすべての従業員が厚生年金保険に加入する時、まだ申立人は勤務していなかった。私より後に入社してきた。」、「会社が適用事業所になった時、事業主の奥さんが厚生年金保険の加入手続を行ったが、当時勤めていた人はすべて加入した。申立人は私より後に入社してきた。」と供述しており、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は昭和 34 年 12 月 1 日となっており、当該期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確

認できない。

- 2 申立期間②について、申立人は、昭和 37 年ごろまで当該事業所に勤務していたと申し立てているが、当該事業所の同僚の一人は、「申立人は私より先に退職したが、業務が大変だったので、後任者が入社するまで手伝いに来ていた。」と供述していることから、申立人は、当該事業所を退職後、配送業務の手伝いとして同事業所に勤務していた可能性もうかがえる。

しかしながら、当時の事業主の妻は、「当時、厚生年金保険の被保険者資格喪失届は退職時にきちんと提出している。」と回答しており、申立人が名前を挙げた同僚は、「配送業務のため 1 か月いたが、申立人を憶<sup>おぼ</sup>えていない。」と供述し、申立期間に厚生年金保険被保険者記録がある 4 人の同僚は、いずれも「申立人に係る記憶は無い。」、「申立人はいなかった。」と供述しており、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格喪失日は昭和 35 年 5 月 1 日となっており、当該期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

- 3 B社の代表取締役（申立期間当時の事業主の子）は、「4年前の火災や区画整理による移転のため申立人に係る関連資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月から 56 年 3 月まで  
公共職業安定所の紹介で、昭和 55 年 5 月にA社に入社し、56 年 3 月まで同社B工場で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人が名前を挙げる同僚の被保険者記録が確認できること、及び申立期間の一部を含む期間に同事業所に係る申立人の雇用保険被保険者記録が確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所が保管する従業員の入社簿及び退職簿には、申立期間において、申立人の名前は確認できない上、A社の社会保険担当部署は、「当時の給与係長等の説明によると、全国の各地方の出身者にハローワークの紹介により、期間を定めて仕事をしてもらっていた。手取額が多い方がいいということで雇用保険のみに加入させていた。」と回答していることを踏まえると、当該事業所では、申立期間当時、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A社の社会保険担当部署では、「厚生年金保険と厚生年金基金への加入手続は同時に行っているが、申立期間において、申立人の厚生年金基金の被保険者記録も確認できないことから、厚生年金保険への加入はなかったのではないか。」と回答している。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健保記号番号順索引簿及び申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の申立期間に

係る被保険者記録は確認できない。一方、同索引簿において、申立期間における健康保険の記号番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと  
は考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び  
周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年7月1日から同年8月1日まで  
(A社又はB管理事務所)  
② 昭和27年9月11日から33年12月25日まで  
(A社又はB管理事務所)

C連合国軍基地内のA社に9年余り在籍していたが、厚生年金保険の被保険者記録が勤務期間どおりになっていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人がA社の責任者であったとして名前を挙げた同僚は既に死亡しており、申立期間においてA社に在籍したと供述している同僚3人は、いずれも申立人の在籍を記憶しておらず、申立人が、申立期間①においてA社に勤務していたことについての供述は得られない。

また、社会保険事務所の記録では、申立期間①において、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立人について申立期間①直前までの厚生年金保険被保険者記録が確認できるB管理事務所における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和26年7月1日と記録されている上、当該記録は、社会保険業務センターが保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)並びに国の所管C局が保管するB管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳及び勤務台帳の記録と一致しており、申立期間①における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、国の所管省通知により、非軍事的事業の事業所に使用される者のうち、昭和26年7月1日からは、物資の販売業務に従事する者を除き、厚生年金保険被保険者とはならないこととされているところ、申立人が申立

期間①において施設維持業務に従事していたと供述していることから、申立人に係る同年7月1日の資格喪失は、上記通知に基づき、被保険者にならない者として取り扱われた可能性が認められる。

- 2 申立期間②について、申立人がA社の責任者であったとして名前を挙げた同僚は既に死亡しており、申立期間②においてA社に在籍したと供述している同僚3人は、いずれも申立人の在籍を記憶していないが、申立人が申立期間②中の昭和27年11月1日に初めて厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったA社の外国人事業主7人のうち2人の名前を記憶していること、及び申立人がA社の責任者であったと記憶している上記同僚が、申立期間②においてA社及びB管理事務所に係る厚生年金保険被保険者期間を有していることから判断すると、勤務期間の特定はできないが、申立人が、申立期間②においても、A社又はB管理事務所に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、申立人について申立期間②直前までの厚生年金保険被保険者記録が確認できるB管理事務所における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和27年9月11日と記録されている上、当該記録は、社会保険業務センターが保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）並びに国の所管C局が保管するB管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳及び勤務台帳の記録と一致しており、申立期間②における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立期間②においてA社に在籍していたと供述している上記の同僚3人については、申立人と従業務内容とは異なるものの、各人が記憶する勤務期間と厚生年金保険被保険者期間は一致しないことから、事業主は、従業員の全員を、そのすべての勤務期間について厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった事情がうかがえる。

- 3 申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 2 日から同年 4 月 1 日まで  
② 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 9 日まで  
③ 昭和 34 年 3 月 9 日から 35 年 3 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社で勤務した一部の期間（申立期間①及び②）及びB社で勤務した一部の期間（申立期間③）の加入記録が確認できなかった。

両社ともにC市に所在し、D社（現在は、E社）の下請会社としてエンジン関連の仕事を行っており、私は技術系の従業員として両社に継続して勤務していた。

当時の同僚の名前も<sup>おぼ</sup>憶えているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間②当時に被保険者記録が確認できる同僚の供述等から、期間の特定はできないものの、申立人が当該期間に同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該被保険者名簿において、申立期間①及び②のいずれかに当該事業所での被保険者記録が確認でき、連絡先が特定できた3人のうち、二人は、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、いつ入社し、いつ退社したかは記憶していない。」、「申立人について記憶は無い。」と供述している一方、一人は、「私が採用されたのは、昭和 33 年 5 月ごろであり、その時には申立人は既に勤務していたと記憶しているが、私の厚生年金保険被保険者資格取得日は 34 年 1 月 5 日となっている。」と

供述していることを踏まえると、当時、同事業所では、入社と同時に厚生年金保険に一律に加入させる取扱いではなかった可能性がうかがえる。

また、当該事業所の法人登記簿から連絡先を把握できた一人の元取締役  
に照会したところ、「申立人が勤務していた記憶はあるものの、関連資料  
は残っておらず、申立てに係る事実を確認できない。」旨回答しており、  
申立期間①及び②における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除  
の事実について確認することができない。

- 2 申立期間③については、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、当該期間直後の昭和 35 年 3 月 1 日に同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、同被保険者名簿により、申立人が同事業所における同僚として名前を挙げた者の被保険者記録が確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が当該期間において同事業所に勤務していた可能性はうかがえる。

しかしながら、当該事業所に勤務していた同僚で入社の際が同じ者に聴取したところ、「私がA社を退職し、B社に入社した昭和 34 年 3 月当時には申立人はまだ入社しておらず、申立人の入社時期は、私の入社時期よりかなり後だったと思う。申立人の厚生年金保険料控除の有無については分からない。」と供述している上、社会保険事務所の記録によれば、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先が不明であり供述を得ることができず、ほかに供述を得られる同僚がいないことから、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 3 申立人がすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 7 月から 22 年 6 月まで  
② 昭和 22 年 7 月から同年 9 月まで  
③ 昭和 22 年 9 月から 23 年 3 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社から出向したB組合において勤務していた申立期間①、その後、再度出向したC社に勤務していた申立期間②、及びD社に勤務していた申立期間③に係る被保険者記録が無いとの回答があった。これら事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務していたと主張しているB組合については、社会保険庁のオンライン記録によれば厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳では、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人の同僚等の連絡先も不明であり供述を得ることができないことから、申立期間①における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

なお、社会保険事務所の記録によれば、申立人は、申立期間①のうち、昭和 21 年 7 月から同年 9 月 20 日までの期間について、A社における厚生年

金保険被保険者記録が確認できる。

- 2 申立期間②について、C社における同僚の供述等から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、適用事業所に該当しなくなった当時の事業主に照会したところ、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。私が入社した際、申立人は経理課に短期間勤務していたような記憶がある。当時の社会保険の取扱いについては分からないが、当時、他社からの出向者を厚生年金保険に加入させていたとは思えない。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚4人に聴取したところ、うち一人は、「申立人が勤務していた記憶はあるが、具体的な勤務期間は分からない。」、残りの3人は、いずれも「申立人に係る記憶は無い。」と供述していることから、申立期間②における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

また、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳では、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間②における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 申立期間③について、D社における同僚の供述等から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同事業所の厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和23年3月1日であり、申立期間③において適用事業所としての記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主にも照会することができない上、同事業所に勤務していた申立人の同僚3人に聴取したところ、うち一人は「申立人が経理課長として勤務していたことは記憶している。私は、昭和22年10月に入社したが、申立人と同様に入社当初の数か月間は厚生年金保険の被保険者記録が無い。」、残りの二人は、いずれも「申立人に係る記憶は無い。」と供述していることから、申立期間③における

勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳、及び社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は昭和 23 年 3 月 1 日となっており、申立期間③における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

- 4 申立人は、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてこれら申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年から 40 年 6 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。当時の同僚の名前を記憶しており、勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社における当時の集合写真、及び同事業所における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚二人は、それぞれ、「申立人に係る記憶はあるが、具体的な勤務期間については分からない。私は、入社後1年以上経過してから厚生年金保険に加入したことになることから、当時は、入社後すぐには加入させない取扱いだったと思う。」、「私は、昭和25年ごろに入社し、同事業所が厚生年金保険の適用事業所になった31年5月以降も勤務していたが、当時の厚生年金保険の被保険者記録が無い。」と供述していることから、当時、同事業所では入社と同時にすべての従業員について厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立人が初めて受け取ったとして提出した厚生年金保険被保険者証については、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によれば、申立人がA社を退職後に勤務した事業所において払い出されたものであることが確認できる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。